

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年3月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 山川 忠久 7番 植村 圭司
日程第2	審議期間の決定	20日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針	市長 説明
日程第5	報告第2号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第16号)の専決処分の報告について
日程第6	報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
日程第7	議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について
日程第11	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第12	議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について
日程第13	議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について
日程第14	議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第14号	市道路線の認定について
日程第16	議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)
日程第17	議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第19	議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第20	議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第21	議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第22	議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第23	議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第24	議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第25	議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第26	議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第27	議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、山川忠久議員、7番、植村圭司議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

3月会議の審議期間は、本日から3月23日までの20日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 施政方針

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和4年度の施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営についての所信の一端を申し述べますとともに、令和4年度当初予算案、市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

始めに、去る2月20日執行の長崎県知事選挙において、新人の大石賢吾氏が見事、御当選されました。御当選されました大石賢吾様に対し、心からお慶び申し上げますとともに、若さを生かした行動力とリーダーシップを存分に発揮され、離島振興、人口減少対策をはじめ、様々な施策に御尽力いただき、新しい長崎県政の発展に期待するところであります。

また、中村法道様には、これまで3期12年にわたり、知事としてその手腕を発揮いただき、本市においては特に、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入の実現に多大なお力添えを賜るなど、本市の振興発展に並々ならぬ御支援、御指導を賜りました。ここに改めて壱岐市民を代表し、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、このたびの損害賠償請求民事訴訟について、去る2月10日、壱岐市議会2月会議において、市民皆様並びに議員各位へ、おわびと御報告を申し上げ、またその内容につきましては、壱岐市ケーブルテレビ、市広報紙及び市ホームページにおいてお伝えをさせていただいたところであります。

このことについて、市政に混乱を招き、市民皆様に対し、御心配と御不安をおかけいたしましたことを改めて深くおわび申し上げます。

この件に関する私の責任について、さきに申し上げましたとおり、刑事的責任については不起訴処分となり、民事的責任については、市からの求償に基づき、その費用の全額を納付したことにより、法的責任は果たしたものと考えておりますが、自治体の首長として市政に混乱を招いた道義的責任を明確にするため、自らの給与を減額することとし、今回、壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案を提出しております。

今後は、今回の反省を糧として、壱岐の未来へ必死に、全ての産業振興に全力で取り組み、市

政に心血を注いでまいりる所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

一方、昨年、リコール運動の根拠の一つとされた壱岐市の財政不安、特に基金残高について、令和3年度を財政基盤確立推進元年と位置づけ、私を本部長とする壱岐市財政基盤確立推進本部において精査した結果、昨年12月に策定した中期財政見通しの各指標は、健全性が担保されるとともに、令和3年度末基金残高は、令和2年度決算残高より増加する見込みであることが確実となりました。

よって、改めて「壱岐市の財政は健全である」ことを宣言いたします。

次に、2020年3月、本市で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されて2年が経過しようとしているといたしております。この間、市民皆様をはじめ、医療・福祉等関係機関の皆様には、御協力と御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本市の感染状況は、昨年12月31日までの1年10か月で、108例の感染が確認されておりましたが、令和4年に入り、急激に感染が拡大し、1月10日以降、僅か2か月足らずで146例の感染者が確認され、これまでの合計が254例となっております。

「まん延防止等重点措置」に基づく対策の実施により、県内では、病床使用率等の各指標が直近では重点措置開始時点の水準まで低下していることや、重症化リスクの高い高齢者に対するワクチン接種が着実に進捗していること等を踏まえ、長崎県においては、予定どおり3月6日をもって解除することを国へ要請され、本日決定される見込みであります。

今後においては、経済の回復に向けた取組等について、長崎県をはじめ関係機関や団体等と連携を図り取り組んでまいりますが、オミクロン株については、なお十分な注意をもって感染対策を講ずる必要があります。市民皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、**SDGs**につきましては、まだまだ情報発信の工夫が必要だという声をいただいていることから、令和4年度は、大きく3つの柱として、第1にSDGs浸透のための情報発信の強化、2点目として、対話会を中心に島内外の企業や個人の挑戦をサポートする共創の仕組みづくり、そして3点目に、SDGs教育による未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に、**国境離島島民割引カードの更新申請**についてでございます。

平成29年4月1日から有人国境離島法の施行に伴い、国境離島の航路・航空路の運賃が、JR運賃並み、新幹線運賃並みに引き下げられ、令和2年度末までの4年間で、延べ100万人、これは片道を1人としてカウントした人数となりますが、これだけ多くの市民皆様が利用され、交付された金額は約7億5,016万円に上り、市民皆様の利便性の向上及び経済的負担の軽減に大きく寄与いたしております。

割引の適用につきましては、乗船券・搭乗券を購入する際に、「国境離島島民割引カード」の

提示が必要となっておりますが、令和4年度以降は、有効期限の5年を経過する方が出てくるため、今後、更新手続が必要となります。

市民皆様には、現在、お手持ちの「国境離島島民割引カード」の有効期限を御確認いただき、更新手続を忘れずに行っていただきますようお願いいたします。

有効期限を過ぎますと、通常運賃をお支払いいただくこととなります。これは、国・県の方針であり、厳守されますので、特に御注意をお願いいたします。

なお、更新の受付は、有効期限の2か月前から可能であります。

次に、本年度の**壱岐市長特別表彰**について。

JOCジュニアオリンピックカップ第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に長崎県選抜チームの一員として出場された芦辺中学校3年の田中咲稀人さん、第46回「ごはん・お米とわたし」作文コンクールで、全国第2位相当の文部科学大臣賞を受賞された郷ノ浦中学校3年の横山力蔵さん、第45回全国高等学校総合文化祭（紀の国わかやま文化祭2021）に本県代表として出場された壱岐商業高等学校壱州荒海太鼓部の皆さんを、去る2月24日に表彰いたしました。輝かしい御功績に対し、心からお慶び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

これからは、第3次壱岐市総合計画の基本目標に沿って申し上げます。

基本目標1、希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできるにつきまして、まず**農業**については、水稻、肉用牛を主体に、施設園芸、露地野菜及び花き類の産地化に取り組んでおりますが、地域担い手への利用集積を進め、集落営農により農業の維持・発展を図ることといたしております。

担い手対策につきましては、地域の中心となる経営体として、現在、認定農業者が289経営体、法人経営体が43経営体、集落営農法人が30組織となっております。効率的な農地利用を行うために策定した「人・農地プラン」の推進を図るため、地域での徹底した話し合いにより、地域農業の担い手となる新規就農者、認定農業者、集落営農組織など多様な担い手の確保に努め、これらの担い手を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大などに適応したスマート農業を取り入れ、今後も引き続き経営安定に向けた取組を行ってまいります。

施設園芸につきましては、複合部門の重要な作物である野菜、花き、果樹等は、高生産性・高収益が期待できる作物であり、特にアスパラガスについては、平均反収15年連続県下トップの成績を維持しております。

畜産振興については、優良系統牛の増頭に対する支援を継続してまいります。また、肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちとして地域商標登録された「壱岐牛」は市場でも高い評価を得ており、今後も確固たるブランド化の確立を目指し、「壱岐牛」の情報発信・PRに努めてまい

ります。

昨年12月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、前年度に比べ飼養農家が607戸で21戸減少したものの、6,120頭と62頭の増頭となっております。

土地基盤整備事業については、現在、壱岐島内の水田圃場整備率は67%であります。小區画で整備され、経年による農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。そのような中、木田地区においては、整備面積23.3ヘクタールを農地中間管理機構へ農地の集積を行い、受益者の負担を伴わない新たな基盤整備事業を県内第1号として、令和3年度から工事着手しております。大区画化された農地で高収益作物への転換による経営の安定化を図り、新規就農者等を積極的に雇用することで、新たな担い手を育成・確保できるものと考えております。

次に、**水産業の振興**について。

令和3年4月から令和4年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は1,917トンの10.5%増、漁獲高は16億3,000万円の7.3%増と、漁獲量、漁獲高ともに増加しております。これは、4月から6月までのケンサキイカ漁が好調であったことが主な原因であります。年末・年始におけるブリ、イカ類の漁獲の低調、新型コロナウイルス感染症の拡大による全体的な魚価の下落等が漁業者及び漁協の経営に深刻な影響を与えており、本市の水産業を取り巻く環境は、磯焼けをはじめ、資源の減少や漁場環境の悪化等による不漁、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、燃油が高騰し、漁業者の経営を圧迫していることから、支援策として引き続き、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、意欲ある担い手の育成支援事業として行う認定漁業者制度の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険の掛金への助成、漁船漁業の機器設備の充実を図るための漁船近代化機器導入への助成、並びに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策を引き続き実施してまいります。

国・県の事業としては、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金、特定有人国境離島漁村支援交付金、及び若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に引き続き取り組んでまいります。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、本市周辺海域の実情に即し、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組んでまいります。

また、壱岐栽培センターが取り組んでいるホンダワラ類種苗生産については、磯焼け対策につながることを期待するとともに、九州大学と共同で実施するアカウニのアスパラガス残渣と焼酎

粕等を餌とした養殖実験を継続し、実用化を目指してまいります。

市営漁港整備につきましては、初山漁港初瀬地区の防風柵設置のための突堤、岸壁取付け整備に係る予算を計上しております。また、海岸保全施設の長寿命化を図るため、老朽化調査に基づき、箱崎前浦漁港海岸恵美須地区護岸の補修に係る予算を計上いたしております。

港湾・県営漁港整備につきましては、郷ノ浦港のジェットfoil用浮棧橋整備及び勝本港黒瀬地区の物揚げ場整備が、県において施設整備計画に基づき進められております。

芦辺漁港整備につきましては、ターミナルビル南側の砂置場の移転先である郷ノ浦港鎌崎地区の条件整備等が整い、本年1月に移転が完了いたしました。長年の懸案事項であった芦辺漁港砂置場移転にこれまで御尽力いただいた関係者の皆様に対し、感謝申し上げます。今後は、県等と連携を図り、ターミナルビル一元化に向けたジェットfoil用浮棧橋等の早期整備に向け取り組んでまいります。

また、施設整備事業を円滑に進めるため、ジェットfoil用浮棧橋屋根の設計費用、砂置場移転に係る補償工事費用に係る予算を計上いたしております。併せてターミナルビル一元化に伴う駐車場等の再編整備のため、利用者等への意見聴取並びに整備計画の検討を図ることを目的とした整備検討委員会を設置することとしており、所要の予算を計上いたしております。

商工業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、市内宿泊施設・飲食店はもとより、小売業、食品製造業、生活関連サービスに至るまで、非常に幅広い分野で影響を受けております。

本年1月26日には、本市初となるまん延防止等重点措置が適用され、28日からは、飲食店等への営業時間短縮と酒類提供を終日自粛するよう要請されました。

現在、御協力いただいた飲食店事業者を対象とした営業時間短縮協力金及び酒類販売事業者向けの支援金については、本市で受付を行い、事業復活支援金については、国が直接オンラインで受け付けておりますので、対象となられる事業者の皆様には、ぜひ御活用いただきますようお願いいたします。

このようなコロナ禍における市内経済活性化策として、令和3年度にはプレミアム付き商品券発行事業を2回、キャッシュレス消費喚起対策事業を2回実施するなど、事業者支援をはじめ対策を講じてまいりました。

令和4年度は、アフターコロナを見据えた事業として、外貨を稼ぐための観光物産プロモーション事業や物産販路拡大事業等を計画しております。

次に、**雇用の創出について**。

本市の有効求人倍率は、令和3年12月現在で1.15倍と、前年同月に比べて0.34増加し、9か月連続で前年同月を上回っておりますが、求人事業者と求職者とのミスマッチにより、求人

の確保がうまくできていない現状にあります。

このような雇用のミスマッチを改善するため、昨年8月に高校教員向けの市内企業訪問を、11月に高校生向けの市内企業説明会を実施いたしました。

企業説明会には、例年に比べて福祉関係の事業所の参加が多く、国が抱える福祉施設等の人手不足問題が顕著に現れておりました。説明会では、その職種の概要及び現場での実際に取り入れられている最新の技術等も紹介され、参加した高校生は本市の企業を知り、市内就職を考えるきっかけになったものと考えております。

令和4年度においても新規就業者が就職1年後に申請できる壱岐市就職奨励金事業の活用を呼びかけるなど、若い世代が本市に残るUIターン者が本市で就業するきっかけづくりを推進してまいります。

雇用機会拡充事業につきましては、事業開始から5年が経過し、既に104件の事業者を採択し、219人の雇用を創出しておりますが、島内外での事業公募に係る説明会を実施し、新規採択事業者数15事業者、雇用計画数40人を本年度の目標として、鋭意事業を進めてまいります。

次に、**観光の振興**につきましては、長期化するコロナ禍の影響を受け、令和3年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は38万138人となっており、対前年比89.8%、コロナ禍前の令和元年と比較いたしますと、51.8%となっております。

この数字が示すように、本市の観光需要は激減しており、本市の主要産業である観光業を守るため、これまで、島民限定宿泊キャンペーンなど本市独自の緊急経済対策を適宜実施してまいりました。

昨年9月25日以降、県民限定観光キャンペーンが再開されるなど、観光客が徐々に戻っていましたが、第6波の感染拡大により、全ての観光キャンペーンが1月24日から停止したことを受け、観光業は再び苦境に陥っております。

このような中、本市の観光受入れ基盤を維持存続させることを目的として、今後実施する「第3弾の島民限定宿泊キャンペーン」については、市内の感染収束状況等による判断となりますが、早期実施、早期支援を目指してまいります。

また、コロナ収束後の早期経済回復を図るため、県と連携した滞在型観光促進事業において令和2年度から実施している、「行っ得クーポン券」付与事業につきましては令和4年度も継続実施することとし、即効性の高い施策に積極的に取り組んでまいります。

秋には、西九州新幹線開業に合わせ、JRグループと佐賀・長崎両県による国内最大級の観光キャンペーンとして、「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」が実施されます。本キャンペーンでは、全国各地で九州、長崎、そして本市の魅力が露出する機会が増えますので、松浦

市、対馬市との3市合同による元寇をテーマとした企画を行うなど、積極的に取り組んでまいります。

東京事務所につきましては、本市への誘客と物産販路拡大を主な目的として活動しており、本市へのツアーの新規造成事例や壱岐産品を使った壱岐フェアを都内2店舗で開催し、好評をいただいた事例など、目に見えた効果が出ております。

また、都内での移住相談会の開催、個人及び企業版ふるさと納税の推進、本市への実業団等の合宿、テレワーク・ワーケーションの誘致など、関係各課と連携した取組を行っております。

開所から3年目となる令和4年度は、これまで構築した旅行会社との関係性をさらに深化させ、持続的な本市への誘客を図るとともに、レストラン等での壱岐フェアを継続して企画するなど、物産振興のみならず本市の認知度向上につなげてまいります。

次に、**基本目標2、結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう**であります。本市の婚姻数は、平成28年の96件から年々減少し、令和3年には61件となっており、出生数についても平成28年の215人から令和3年は145人へ激減しております。婚姻件数の減少と出生数の減少は高い相関関係にあり、婚姻数の減少が少子高齢化の大きな要因と捉えております。

本市の合計特殊出生率は、全国及び県平均を大きく上回っており、子どもを産み育てやすい環境は整っているものと考えられることから、婚姻数の増加を図ることが本市の最重要かつ喫緊の課題であると認識しております。

今後、コロナ禍における経済的な影響や将来の不安を少しでも解消するため、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援する国の結婚新生活支援事業の活用を促すとともに、壱岐市全体で結婚の後押しを行い、結婚に対する機運醸成を図ることを目的とした成婚奨励金事業を令和4年度においても継続して実施してまいります。

また、新たな取組として、商工会女性部が中心となり婚活を支援する、マジコイ！壱岐島縁結びサポート事務局が専門アドバイザーに委託して実施する月1回の結婚個別無料相談会に、市も参画し、長崎県婚活サポートセンターと連携を図りながら、成婚までのきめ細やかなサポートに取り組んでまいります。

市民皆様には、1組でも多くの成婚者が生まれますように、婚活支援活動に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

今後も、若者が安定した収入を得られるような雇用の場の創出及び経済的基盤の改善を図り、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めるとともに、結婚・出産から子育てまで、切れ目ない支援に努めてまいります。

次に、**児童福祉施設について**であります。

子育て支援につきましては、「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心し

て子どもを産み育てられるよう子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

子育て支援の拠点として、長年地域の皆様に御利用いただきました筒城保育所については、壱岐市子ども・子育て会議の答申に基づき、石田こども園に統合することとし、本年3月31日をもって閉所いたします。これまで御利用いただきました皆様、また御支援いただきました地域の皆様に心から感謝申し上げます。

今後とも、お子様の健やかな成長を第一義に、保護者皆様の御意見を十分尊重し、子ども・子育て会議の答申に沿って認定こども園を推進し、併せて統廃合を進めてまいりたいと考えております。

また、八幡地区の子どもたちが、放課後のよりどころとして集ってございました八幡児童館は、築56年が経過し、経年劣化が著しく衛生面や安全を損なう状況となりましたので、本年3月31日をもって閉館することとし、閉館後の施設は解体を予定をいたしております。

いきっこ留学制度につきましては、年々留学生が増加し、令和3年度は、39名の留学生を受け入れております。

本年4月からのいきっこ留学生は、募集期間終了後も全国各地から問合せや学校見学等に来島され、その都度、受入れへの対応を行っており、里親留学15名、孫戻し留学1名が新たな留学生としての入市いたします。

現在、留学中の児童生徒のうち、継続される24名を加えると40名になります。

いきっこ留学制度については、全国へ向けて情報発信を行ってきたところであり、平成30年の制度開始からこれまで、留学生として受け入れた関係者からの声が口コミによって広がり、一層の宣伝効果が図られているものと感じております。

次に、**次代を担う壱岐っ子の全国大会等での活躍について**でございます。

昨年12月に、JOCジュニアオリンピックカップ第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会が大阪市で開催され、本市から芦辺中学校3年、田中咲稀人さんが長崎県選抜チームのミドルブロッカーとして出場されました。同チームは、決勝トーナメント1回戦で新潟県選抜に惜しくも敗れはしましたが、グループ戦での2連勝に大きく貢献されました。

また、女子第33回全国高等学校駅伝競走大会が京都市で行われ、本県代表の諫早高校が2年ぶりとなる8位入賞を果たしました。同チームの4区に郷ノ浦中学校出身の1年、野村夏希さんが、アンカーの5区に芦辺中学校出身の2年、田中咲蘭さんが出走され、チームの入賞に大きく貢献されました。

さらに、第100回全国高校サッカー選手権が国立競技場ほか8会場で開催され、本県代表の長崎総合科学大学附属高校において、芦辺中学校出身の3年、永田樹さんが同チームのフォワードとして出場され、チームのベスト16進出に大きく貢献されました。

加えて、本年に入り、第30回全日本高等学校女子サッカー選手権がノエビアスタジアム神戸ほか3会場で開催され、勝本中学校出身の東海大学付属福岡高校3年、香椎彩香さんが同チームのミッドフィルダーとして出場され、チームのベスト16進出に大きく貢献されました。

壱岐の子どもたちの活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、今後ますますの活躍を期待しております。

次に、**令和5年壱岐市成人式**についてでございます。

民法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

来年の令和5年成人式については、令和2年度の壱岐市総合教育会議の中でも協議を行い、現行どおり20歳を対象とした式典を実施することといたしました。

主な理由としては、一つに、18歳を対象とした場合、受験や就職を控えた進路を決める時期と重なり、精神的及び経済的な負担が大きくなり、式典への参加者の減少が懸念されること。二つに成年年齢は引き下げられますが、飲酒や喫煙は20歳になるまで禁止されていること。三つに現行どおり20歳とすることで、一度地元を離れた方が成人式を機会に帰省し、地元で同級生と交流することで改めてふるさとを大切に思う気持ちが生まれ、Uターン就職への契機となるなど、地域の活性化につながること等が挙げられます。

なお、式典の名称については、県下では主に「二十歳のつどい」という名称にされている自治体が多く、これらを参考に今後検討してまいります。

次に、**基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる**について。

まず、**まちづくり協議会の推進**についてでございます。

地域が抱える課題への対応並びに市民皆様が主体となったまちづくりを進めるため、小学校区を単位としたまちづくり協議会設立の取組を進めておりますが、現在、18校区中、渡良、三島、沼津、志原、初山、勝本、霞翠、八幡、那賀、箱崎、瀬戸、筒城、鯨伏の13地域でまちづくり協議会が設立されております。

また、田河では設立準備委員会、芦辺及び盈科では幹事会が立ち上げられ、設立に向けた準備が進められております。

引き続き、市民皆様が主体となる協働のまちづくりを実現するため、まちづくり協議会設立に向けたより一層の取組を進めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、このたび、令和4年度から8年度までの5か年を計画期間とする第3次壱岐市地域福祉計画を策定し、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野において、地域福祉力の向上を目指してまいります。

今回の地域福祉計画においては、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき策定する壱岐

市成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する壱岐市再犯防止推進計画を含めて策定しております。

また、障がい者・障がい児のための施策に関する基本的な計画である壱岐市障がい者計画についても、令和4年度から5か年間の計画期間とする第3次壱岐市障がい者計画を策定しております。本計画では、「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とし、障がいのある方々の自立と社会参加の促進を目指してまいります。

次に、各種健（検）診、相談、健康教室につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、市民皆様との対面での事業実施が困難な状況にありますが、市民皆様が健やかで心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、引き続き、感染状況に応じた対策を図りながら、健康づくりの推進を通して健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策として、壱岐医師会の御支援の下、3回目のワクチン接種の取組を加速してまいります。5歳から11歳までのお子様の初回接種についても、早期実施に向けて準備を進めてまいります。

また、平成25年から積極的な勧奨が控えられていたヒトパピローマウイルス感染症に対する子宮頸がん等ワクチンの定期接種を、国の方針に基づき4月から再開いたします。

今後、希望されるお子様や保護者の皆様が安心して接種できるよう、開始に向け医療機関と調整を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体であることから、所要額の通知を県から受け、令和4年度予算編成を行ったところであります。

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、被保険者が減少する中、昨年度より約7,500万円減少したものの、税率等の見直しが必要なところでありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、基金からの繰入れで不足分を補填することで、令和4年度における税率については据え置くことといたしております。

また、地方税法等の一部が改正され、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、当該未就学児に係る均等割額を5割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されましたので、今回、国民健康保険税条例の一部改正について議案を提出いたしております。

後期高齢者医療制度については、平成20年度の制度開始から14年が経過し、広く市民皆様に定着した制度となり、安定的な事業運営がなされております。

後期高齢者医療保険料については、長崎県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しを行うこととなっており、令和4年度は改定の年となります。

今回の改定では、被保険者の増加とともに、1人当たりの医療費が増加することによる医療給付費の増加等により、所得割率、均等割額及び賦課限度額が引き上げられます。

また、法令改正により、医療機関等へ支払う窓口負担の負担割合が見直され、令和4年10月1日から新たに窓口負担2割が創設されます。

被保険者の皆様には、御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、**壱岐市総合型地域スポーツクラブ支援事業**についてでございます。

総合型地域スポーツクラブとは、いつでも・どこでも・誰でも継続的にスポーツに楽しめる環境づくりを目指す、地域に根差した自主運営型・複合型スポーツクラブのことで、令和4年度に新たに設立を目指す団体に対し、新規事業として取り組んでまいります。

スポーツを通じた地域のコミュニティづくりを担う総合型地域スポーツクラブの育成、支援を図るため、設立準備のために設置された組織が行う事業に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの実施するスポーツ振興くじ助成金事業を活用して対象経費の10分の9の補助金の交付を行うもので、今後、総合型地域スポーツクラブが設立された場合は、スポーツクラブの会費等で運営されることとなります。

地域住民皆様によるスポーツ活動の一層の充実が図られることはもとより、地域社会のコミュニティづくりに結びつくという観点からも期待しているところであります。

次に、**基本目標4、自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている**について。

まず、**地域脱炭素に向けた取組**についてでございます。

昨年は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆる「COP26」が英国で開催され、産業革命前からの気温上昇幅を1.5℃に抑える目標に向かって、世界が努力することが正式に合意され、公式文書にも明記されました。日本からも岸田総理大臣が同会議の世界リーダーズ・サミットに出席し、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけた上で、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけました。

国内においても、本市も構成員として参加した「国・地方脱炭素実現会議」において取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」に基づいた施策が、本年から本格的に展開されます。

国に先駆けて「気候非常事態宣言」を発出した本市は、既に再生可能エネルギーを活用した水素発電実証システムによる本格的な実証試験を実施しており、不安定な再生可能エネルギーを安定的に利用するための研究を進めるとともに、地域産業の振興にもつながる利用法について、実証データ等を有効に活用してまいります。

あわせて、地域固有の有望な再生可能エネルギー資源である洋上風力発電についても、昨年引き続き、漁業者をはじめとする先行利用者の皆様や市民皆様と丁寧に対話を重ねながら、導入可能性についての詳細な検討を行ってまいります。

本市の地域脱炭素実現に向けて、市民皆様のさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**自治体DXの推進**についてでございますが、国は、自治体DX推進計画の重点取組事項として、2025年度までに自治体の情報システムの標準化・共通化を挙げており、本市においてもDX推進の一環として、電算システムの共同利用による経費の削減及び市民サービスの向上を図るため、鹿児島県市町村情報センターの共同電算システムによる運用を3月末から開始いたします。

共同電算システムは、既に29の自治体で利用されており、仕様変更することなく、共同で利用することにより、5年のリース期間の比較で、これまでより約50%、4億1,000万円以上の経費削減を見込んでおります。

また、共同電算システム運用に伴い、令和4年4月以降の税の10期集合徴収の廃止など、御不便をおかけすることもあります。共同電算システムで発行する税、使用料、水道料金等の納付書払いが、これまでの金融機関窓口に加え、郵便局や大手コンビニエンスストア、一部のスマホアプリでの納付も可能となり、納付の場所や時間が拡大され、お支払い時における利便性が向上いたします。詳細については、今後お知らせしてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

今後も、積極的にDXの推進に取り組み、行政手続の利便性向上に努めてまいります。

次に、**消防**について。

本市において、消防団員は年々減少しておりますが、近年各地で発生している大規模、複雑化する災害に対応するためには、消防団員は欠くことのできない存在であります。

このような中、国においては、消防団員の処遇等に関する検討会の結果を踏まえ、団員階級にある者の報酬を3万3,000円から3万6,500円へ引き上げ、さらに消防団員が災害対応等へ出動した場合、1日7時間45分を基本とし、8,000円程度の額を標準的な額とするよう示され、その支給方法についても各個人に直接支給するよう統一が図られたところであり、今回、壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案を提出しております。

火災予防については、3月1日から7日までの1週間、春季全国火災予防運動を実施しております。

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期であり、市民皆様には、火の取扱いなど十分御注意願います。

近年の災害においては、複雑多様化、大規模化の傾向にあります。いつ起こるか分からない自然災害等に対し、今後も市消防団をはじめとする関係機関等との連携強化を図り、市民皆様の安全・安心のため、災害対応に万全を期してまいります。

次に、**道路、河川等の整備**についてでございます。

市道整備については、令和4年度当初予算において、国の補助事業により、道路改良事業2路線、交通安全施設整備事業4路線、道路防災安全事業3路線、橋梁補修事業3橋を予定しております。併せて起債事業の18路線、単独事業1路線の整備費を計上しております。

また、急傾斜地崩壊対策事業費として3地区、河川の浚渫事業として3河川の予算を計上しており、道路の整備と併せ、適切な維持管理に努めてまいります。

水道事業につきましては、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントに基づき、長期的な視点に立って施設管理を行うことで、経営基盤の強化を図るとともに、水道料金については、県内各市等の状況を鑑みながら必要な改定を行ってまいります。

令和4年度以降についても、水道施設運転監視・保守点検業務を委託し、民間ならではのコスト意識や技術力で機器類等の予防保全的な維持管理により長寿命化を図り、重大事故を未然に防ぐことでコスト縮減を図ってまいります。

下水道事業関係については、下水道整備計画区域・漁業集落排水整備区域について、さらなる加入促進を図ってまいります。

下水道事業特別会計については、国の公営企業会計の適用拡大に向けた取組に基づいて、令和6年4月からの「公営企業会計への移行」にも取り組んでまいります。

今後も施設の維持管理を安定的に行っていくため、ストックマネジメント計画・機能保全計画に基づき、老朽化する施設の計画的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業については、令和4年度も国、県の補助制度により、100基の設置を予定しております。

今後も汚水処理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

公営住宅については、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備しており、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、永田団地の改修工事を予定しております。また、単独事業として元居団地の改修工事、寺頭団地の浄化槽改修工事を進めてまいります。

次に、**文化財行政**についてでございます。

市内の発掘調査成果については、郷ノ浦町田中触に所在する車出遺跡では、5万8,795点もの弥生時代の土器や金属器、骨格器などが発見されました。中でもその6割が祭祀用に使用された丹塗り土器であり、同じ時代に存在した原の辻遺跡に匹敵するほどの貴重な発見となりました。

また、芦辺町湯岳興触に所在する久保頭古墳の発掘調査では、土器とともに当時、非常に貴重であった鉄製の馬具が発見されております。これらの成果については、今後、壱岐の宝として適

切な保存処理を行い、積極的な公開活用を行ってまいります。

文化財展示施設の再編計画については、昨年6月に開催した壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の意見を基に、「“彫刻家”小金丸幾久記念館」と「ふるさと資料館」を本年3月末で閉館することといたしました。なお、小金丸幾久先生の遺された作品を可能な限り見ていただくため、昨年11月から1月にかけて一支国博物館において特別展示会を開催いたしました。展示会終了後も作品の一部をオブジェとして活用しており、今後も展示公開を続けてまいります。

ふるさと資料館については、今後、松永記念館の再整備計画の中でプロジェクトチームを立ち上げ、検討を行ってまいります。

次に、**基本目標5、関係人口を増やし、壱岐への新しい人の流れをつくる**について、まず**地域プロジェクトマネージャー制度の活用**についてでございます。

我が国は、人口減少・高齢化時代に突入しており、それを克服するために国、都道府県、市町村において多様な取組が行われ、地域の活性化に向けた様々な努力が続けられております。そして、地方創生の実現に向けた事業に取り組む場合、行政だけではなく、地域の人々を巻き込みつつ、必要に応じて専門的知識を有する外部人材も招聘しながら進めていくことが重要であります。その際には、行政と民間の考え方の違い、地域の人々と外部の人材の発想の違いなどを理解し、それぞれの主体をつなげることのできる、いわゆる「橋渡し人材」が必要と言われております。

そこで、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら、現場責任者としてプロジェクトを推進する「地域プロジェクトマネージャー」の地方自治体での任用を後押しする新たな地方財政措置が、令和3年度、総務省において創設されました。具体的には、地域の実情を理解、専門的な知識、仕事経験を持った人材の任用に対して、雇用に要する経費を対象に3年間の特別交付税措置が行われます。

今後、地方創生の実現に向けたまちづくりの柱であるSDGsの推進を重要プロジェクトとし、本制度を活用することで着実に成果を上げてまいります。

次に、**地方創生テレワークの推進**について。

デジタル田園都市国家構想は、岸田内閣の「新しい資本主義」の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱です。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会の実現を図ることとされております。推進のためには、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題であり、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設されました。このうち、地方創生テレワークタイプについては、「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たな人の流れを創出する取組に支援されます。

本市においては、平成30年の壱岐市テレワークセンターの開設から、有人国境離島法施行及

びSDGs 未来都市選定の相乗効果により、企業誘致やテレワーカーとの交流が進んでいる状況です。

さらに令和3年度には、新たに民間テレワーク施設も完成し、既に5件の利用企業が決定するなど、新しい働き方・暮らし方を実現する先進地としての認知度が向上いたしております。

令和4年度には本交付金を活用し、壱岐市テレワークセンターを中心に、島内事業者との官民連携の上、企業やテレワーカーの誘致、情報発信に取り組むことで、関係人口増加による地域活性化はもとより、島にしながら都市圏企業の仕事ができる新しいライフスタイルの実現と雇用の創出を図り、若者の移住・Uターンの促進並びに転出抑制に努めてまいります。

次に、**基本目標6、協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われている**についてでございます。

令和4年度の地方財政は、極めて厳しい現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととし、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされております。

一方、本市の財政状況は、令和2年度末の市債現在高が一般会計で272億2,948万5,000円（対前年度比5億2,732万5,000円の減）、経常収支比率については90.6%（対前年度比4.2%減）となっており、前年度と比較して改善しておりますが、依然として高い水準であり、少子高齢化に伴う社会保障関係経費や公共施設等の維持補修費用などの財政負担が年々増加しており、自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している本市においては、厳しい財政状況が続いております。

このため、令和3年12月に「壱岐市財政基盤確立計画」を策定し、将来にわたり効率的かつ安定的な行政サービスを提供し、限られた財源の中で収支のバランスの取れた健全な財政運営を一層推進するとしたところであり、令和4年度の予算編成に当たっては、「壱岐市財政基盤確立計画」の基本方針に定めている「次の世代に負担を残さない持続可能な財政基盤の確立」に向けた取組を進めていくとともに、「第3次壱岐市総合計画」における政策の着実な展開を図るための予算編成を行っております。

なお、令和4年度の一般会計の予算規模は223億9,000万円（対前年度当初予算比5億7,000万円、2.6%増）、特別会計を含めた予算規模は308億1,337万8,000円、（対前年度当初予算比5億6,662万9,000円、1.9%増）となっております。

次に、**ふるさと納税・企業版ふるさと納税**についてでございますが、ふるさと納税については、毎年、壱岐市出身の皆様をはじめ本市を応援していただける全国の方々から寄附金を頂いており、本市の貴重な自主財源となっております。令和3年度は、2月末現在、1万845件、約3億

5,000万円となっており、対前年比で約4,500万円の増となっております。

今後は、ふるさと納税の増収に向けて新たな民間ポータルサイトへの出店を行い、寄附者に向けた効果的なPRの実施及び魅力ある返礼品のさらなる充実に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税については、令和3年度に3社から1,530万円の御寄附を頂き、藻場回復事業及びSDGs未来都市推進事業に活用させていただきました。本市が進める創生事業に対し、民間企業の賛同をいただき応援していただけることは、創生事業の取組を加速させることにつながり、財源及び人材確保の面からも大変有益であると認識しております。

引き続き、応援していただける企業への働きかけや企業にとって魅力的な創生事業の情報発信を行い、積極的に企業版ふるさと納税を活用してまいります。

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を通じて、市外の応援者を本市の関係人口及び交流人口につなげていくことで、観光、ワーケーション及び移住へと進展する取組を進めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

本日提出した案件の概要は、専決処分に係る報告2件、条例の制定・改廃に係る案件8件、市道路線の認定に係る案件1件、予算案件12件でございます。何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取組を振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容について申し述べましたが、今後も様々な行政課題に誠心誠意対応しながら、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第2号～日程第27. 議案第26号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第2号から、日程第27、議案第26号まで、以上23件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております報告並びに議案の説明については、担当部長及び課長にいたさせますので、よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第2号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）の専決処分報告について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願ひします。

専決第1号、専決処分書、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、長崎県内へのまん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長され、飲食店等に対する営業時間短縮要請も同期間に延長されたため、これに係る協力金の支給を円滑に進める必要があることから、令和4年2月14日をもって専決処分したものでございます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億6,843万3,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

2ページから3ページをお開き願ひします。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願ひします。

4ページ、第2表繰越明許費補正の1、変更で、2款1項新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金を3,661万9,000円追加し、6,627万円としております。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

まず、歳入について、8ページから9ページをお開き願ひします。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今

回の補正に係る市負担部分に充当するもので、1,793万4,000円を補正しております。

16款2項5目商工費県補助金の長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、まん延防止等措置の延長に伴う営業時間短縮要請に応じた事業者に対する協力金支給に係る費用について、国の補助金を含めた10分の9を長崎県が補助するもので、1億6,499万3,000円補正しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮事業として、営業時間短縮酒類提供自粛の要請に応じた飲食店等への協力金支給に係る費用について、合計1億8,292万7,000円を補正しております。

事業の詳細等につきましては、別紙資料2、令和3年度2月14日専決補正予算概要及び資料3、令和3年度2月14日専決補正予算関係資料に記載しておりますので、御参照ください。

以上で、令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 報告第3号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

専決第2号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。令和4年2月16日専決でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町、個人、損害賠償額は2万4,380円であります。

損害賠償の理由であります。令和3年12月10日午前10時20分頃、救急出動現場において損害賠償の相手方を担架に乗せ、室内で障害物をかわそうとベッドに寄りかかった際、ベッドが破損したことでバランスを崩し、担架とともに相手方を落下させ、前頭部を打撲させたことにより、ベッド修繕費及び頭部CT検査料が生じたものであります。CT撮影の結果、異常なしの診断を受けたところでございます。まづもって、損害賠償の相手方に大変御迷惑をおかけした

ことに対し、深くおわびを申し上げます。

このたび、専決処分をした理由でございますが、今回の事故は、責任割合が壱岐市にあること、また、ベッド修繕費及び頭部CT検査料の支払いを速やかに行うため、2月16日をもって示談成立とし、同日、専決処分を行ったところでございます。

なお、損害賠償額につきましては、保険会社から直接、ベッド修理業者及び医療機関へ近日中に支払いが行われます。

なお、事故発生後におきましては、救急隊員に厳重に注意を行い、職員に対しましても、事故防止に細心の注意を払うよう周知を図ったところであります。

今後、このような事故を起こさないよう安全管理を徹底し、再発防止に向けた指導を行ってまいります。

以上で、報告第3号についての専決処分の報告を終わります。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第6号、議案第7号、議案第8号につきましては、提案理由等に共通するところがございますので、一括して御説明いたします。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、昨年8月10日に人事院より、一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。これを受けまして、令和3年11月24日に閣議決定が行われまして、人事院勧告どおり、期末手当の支給月数を引き下げるものとする。

なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとする。

地方公務員の給与改定についても、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するものとするとの内容でありました。

また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましては、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、これまで同様に、その取扱いに準じて調整することになります。

なお、県内各市町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針であります。

それでは、それぞれの議案の説明をいたしますが、本日提出議案の順番は、例規の体系順に基づき、条例制定番号の若い順となっております。

まず最初に、議案第6号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、第7条第2項中、100分の167.5を100分の162.5に改めるもので、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の162.5とし、年間計100分の335を100分の325に改正するものであります。

附則は第1項から第3項までとなっており、第1項は施行期日、令和4年4月1日でございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当において、今回改正した支給率により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減ずることを規定しております。これは、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額調整するものでございます。

第3項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、第3条第2項中、100分の127.5を100分の120に、100分の167.5を100分の162.5に改めるもので、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の162.5とし、年間計100分の335を100分の325に改正するものであります。

附則は、議案第6号と同様でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

この議案第8号の改正条例は、第1条並びに第2条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類により分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条は、壱岐市職員の給与に関する条例、平成16年壱岐市条例第41号の一部改正でございます。改正内容は、壱岐市職員の期末手当の支給率を現行の6月期、12月期をそれぞれ100分の120に改め、年間計100分の445を100分の430とするものであります。現行より100分の15の減少となります。

なお、一部改正の条文中、同条第3項中の改正は、再任用職員に対するものでございます。

第2条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、平成20年壱岐市条例第2号の一部改正です。特定任期付職員の期末手当の支給率を現行の100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

附則として、施行期日は令和4年4月1日でございます。附則第2項は、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置について、職員の区分ごとに規定をしております。

以上で、議案第6号から議案第8号までの説明を終わらせていただきます。

次に、議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明をいたします。

壱岐市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由については、平成28年5月の壱岐市発注に係る公共工事の指名回避等に対する公務員職権乱用の嫌疑は不起訴処分となったが、当該指名回避等に対する損害賠償請求事件民事訴訟の判決確定に伴い、判決内容を真摯に受け止め、市政の混乱を招いた道義的責任を明らかにするため、自ら給料を減額したいので、市長の給料の特例に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例第1条、趣旨、第2条、市長の給料月額減額として、市長の給料の額について、令和4年4月から令和6年3月までの間に係るものに限り、100分の10を減じた額とするものでございます。減額する期間は24月間、減額する総額は192万円でございます。

ただし、市長等給与条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額、市長等給与条例第2条に規定する額とするものであります。

附則として、第1項は施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、令和2年壱岐市条例第21号、壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例並びに令和3年壱岐市条例第1号、壱岐市長等の給与の特例に関する条例は廃止するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部が改正され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条文でございます。改正内容を、資料1の改正条例新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、この未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割軽減するものでございます。

8ページをお開き願います。

第23条に新たに第2項を追加し、第1号に基礎課税分、いわゆる医療給付分、第2項に後期高齢者支援金分の世帯区分に応じた未就学児1人当たりの均等割額をそれぞれ定めております。

あわせて、法改正に伴う追番の追加による関係条文の整理など、所要の整理を行っております。

改正条文をお願いいたします。附則第1項としまして、施行期日は公布の日から施行し、未就学児の軽減措置に係る改正規定並びに附則第2項は、令和4年4月1日から施行するものいたします。

また、附則第2項としまして、この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものいたします。

以上で、議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和4年度から集合税を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例でございます。廃止いたします壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例は、市税等の納付成績の向上と事務の合理化を図るため、市県民税、固定資産税及び国民健康保険税について、10期割りで算出した額を一つの集合税として納付することを定めたものでございますが、令和4年4月1日から、市の基幹系システムについては、鹿児島県市町村情報センターの標準システムを共同利用することによる維持管理費の節減効果を十分生かすため、市民税及び固定資産税を壱岐市税条例の本則どおり、いずれも4期徴収とし、税目ごとに納付いただくことといたしますので、集合税とする特例を定めた本条例を廃止するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第12号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市文化財展示施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由ですが、壱岐市文化財展示施設のうち、彫刻家小金丸幾久記念館及びふるさと資料館を令和4年3月31日に閉館することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市文化財展示施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

議案関係資料1の18ページから20ページには新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

昨年3月、文化財展示施設の管理運営について見直しを行う中で、小金丸記念館については、4月から先行して休館としておりました。昨年6月に開催をした老岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の意見を基に、彫刻家小金丸幾久記念館及びふるさと資料館を令和4年3月31日に閉館をいたします。

今回、両施設に係る部分の削除で、第2条、第6条、第7条、第9条について改正を行うものであります。

なお、小金丸幾久先生の残された彫刻作品等については、今後も、一支国博物館などで可能な限り展示公開をし、活用を図ってまいります。

また、ふるさと資料館については、今後、松永記念館の再整備計画の中で検討を行ってまいります。

附則第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項、この条例による改正後の老岐市文化財展示施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用等に係る使用料等について適用し、施行日前の施設の利用等に係る使用料等については、なお従前の例によることとします。

以上で、議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 議案第13号老岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

老岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、消防団員の処遇の改善等に関する検討会の中間報告書を踏まえ、消防団員の報酬等の基準の策定等について、所要の改正を行うものであります。あわせて、条例定数の見直しを行ったところでございます。

次のページをお開きください。

改正内容でございますが、条文第2条中の条例定数1,020人を940人に改める。第12条中、報酬を年額報酬に改め、団員の報酬の3万3,000円を3万6,500円に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として、「団員の報酬は年額報酬及び出勤報酬とする」を加えるものでございます。

また、第12条第3項に、団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次の

とおり、出動報酬を支給する。災害、警戒、行方不明者捜索及び立哨業務の場合、1日7時間45分につき8,000円、災害、警戒、行方不明者捜索、立哨業務、訓練等、ラッパ隊要請及び消防音楽隊要請の場合、1日未満1回につき3,000円を加えるものでございます。

第13条の表中、ラッパ手技術手当をラッパ手、まとい組、消防音楽隊技術手当に改め、出動手当の項を削るものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正条文の新旧対照表を資料21ページから22ページに記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第14号市道路線の認定について御説明いたします。

市道路線を別紙のとおり認定するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由ですが、県道湯ノ本芦辺線の改良工事に伴い発生した不要物件、廃道敷を道路法第93条の規定により引譲りを受け、市道として受け入れる必要があるため、市道路線の認定を行うものでございます。

この路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づいて提案するものでございます。

次のページには、認定路線の調書を記載しております。その次のページからは、路線の所在地及び延長などを記した図面を添付いたしております。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,024万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ251億9,819万2,000円としま

す。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付事業等13件、事業費総額2億5,644万2,000円について、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、繰越明許費として追加しております。

7ページ、2、変更は、地域情報通信推進事業費ほか4件の事業について、資材調達の遅れや工事内容の変更等により、さきに計上しておりました繰越明許費に追加するもので、1億8,746万2,000円を追加しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料4、令和3年度3月補正予算案概要の15ページから18ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

8ページ、第3表地方債補正の1、変更の辺地対策事業債は、市道紺屋町線のり面補修事業の事業費追加及び他の事業との調整により、限度額を2億7,320万円から2億9,930万円に、2,610万円増額しております。

9ページの過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業は、過疎対策事業債ソフト事業分の限度額超過部分について配分がなされたため、限度額を2億5,990万円から3億5,490万円に9,500万円増額しております。

次の農林水産債は、緊急自然災害防止対策事業債及び防災・減災国土強靱化緊急対策事業債の事業実績見込み、事業費の調整による減額及び国の補正予算に伴う県営事業負担金の追加による補正予算債の追加により、限度額6,730万円から4,360万円に2,370万円減額しております。

このほか、第3表地方債補正に計上しております地方債の借入限度額につきまして、対象事業費の調整及び県との協議による同意額に合わせ、それぞれ増減を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容を説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページから17ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税を6億6,168万1,000円追加しております。

なお、本年度の普通交付税は、国の補正予算により再算定が行われ、12月末に追加交付されましたので、再算定後の令和3年度の普通交付税額は93億6,160万2,000円に決定しております。

15款国庫支出金1項2目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業において、工法の見直し等による事業費の減額及び災害査定等により8,400万円減額しております。

次のページをお開き願います。

18ページから19ページ、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今年度事業実績見込みにより、令和3年度交付決定分を減額し、翌年度以降に計上するもので、5,270万1,000円を減額しております。

同じく、2目民生費国庫補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、民間の保育事業所の処遇改善に要する費用を国が10分の10補助するもので、255万7,000円を計上しております。

そのほか、離島活性化交付金、地方創生推進交付金など、国庫支出金全般におきまして、事業費の確定、または、実績見込みにより、それぞれ減額をしております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の農村地域防災・減災事業補助金269万5,000円及び担い手確保経営強化支援事業補助金3,045万円は、令和3年度国の補正予算に伴い、事業の追加を計上しております。

次のページをお開き願います。

20ページから21ページ、水産業費補助金の水産基盤整備事業補助金は、箱崎前浦漁港の水産物供給基盤機能保全事業について、補助金の追加内示分600万円を計上しております。

5目商工費県補助金の長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月から9月にかけて実施された3期分の営業時間短縮協力金事業の事業費確定により、7,137万5,000円を減額しております。

そのほか、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金、離島漁業再生支援交付金など、県支出金全般におきまして、事業費の確定または実績見込みにより、それぞれ減額をしております。

18款1項2目指定寄附金の企業版ふるさと納税は、新たに2件の企業版ふるさと納税がありましたので、530万円を計上しております。

19款1項1目基金繰入金は、地域福祉基金ほか5つの基金につきまして、充当事業の実績見込み及び一般財源による充当の調整がなされましたので、5つの基金合わせまして3億4,430万円を減額しております。

次のページをお開き願います。

22ページから25ページにかけましての22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料4の令和3年度3月補正予算（案）概要の主要事業から、主な内容について御説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今年度の事業費の確定及び入札執行等実績見込みより不用額につきまして、減額補正を行っております。

2ページをお開き願います。

2款1項3目基金積立金で、今年度の一般財源所要額について調整の見込みがございましたので、財政調整基金2億5,000万円、減債基金4億6,000万円の積立てを計上しております。

次のページをお開きください。

3ページ、2款1項7目情報管理費の共同電算システム導入事業は、共同電算システムの附属システムの変更に伴い、2,500万円を減額しております。

同じく12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の事業継続支援金は、商工業分で7,560万6,000円の減額。

次のページをお開き願います。

4ページ、農林分が1,189万5,000円、水産分が1,680万5,000円、それぞれ事業実績に合わせまして減額しております。

次のページをお開き願います。

5ページ、3款2項1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ等育成支援事業は、事業実績見込みにより減額となっておりますが、国の補正予算における放課後児童支援員等に対して収入を3%程度引き上げるための、国の10分の10補助による処遇改善に係る支援分99万円が追加されており、差引き746万円の減額となっております。

次のページをお開き願います。

6ページ、同様に3款2項2目児童措置費の委託費、認可保育所及び地域型保育給付費におきましても、保育士等の処遇改善に係る分の追加を踏まえて補正を行っております。

次のページをお開き願います。

7ページ、4款1項4目病院事業費は、長崎県病院企業団の負担金額確定により481万5,000円を追加しております。

9ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興費の担い手確保経営強化支援事業は、国の補正予算により、地域の担い手として農業経営の発展に取り組む際に必要な機械、施設の導入について国が支援する事業で、

個人1件、法人1件の事業について採択されたため、3,045万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

10ページ、5款1項5目農地費の農村地域防災減災事業は、国の補正予算に伴い、防災重点ため池のハザードマップ作成業務を追加して実施するもので、275万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

11ページ、5款3項4目漁港漁場整備費、水産物供給基盤機能保全事業は、国の補助金追加内示に伴い、箱崎前浦漁港の事業費を増額するもので、1,000万円を計上しております。

13ページをお開き願います。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費の現年補助災害分について、工法の見直し等により1億500万円を減額しております。

以上で、議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第16号並びに第17号について御説明申し上げます。

初めに、議案第16号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億120万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,998万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、主な内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項1目保険給付費等交付金は、一般被保険者高額療養費の増額に伴う普通交付金700万円を追加補正いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金及び9款1項1目災害臨時特例補助金は、12月補正において、新型コロナの影響による保険税減額分につきまして、10分の6相当額229万4,000円を一般会計繰入金に予算計上いたしておりましたが、今回、国の令和3年度補正予算において、災害臨時特例補助金としまして財政支援が実施されることから、それぞれ増減補正を行っております。

6款1項1目その他繰越金につきましては、歳出で補正計上を行っております傷病手当金の財源としまして43万8,000円を追加補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款2項1目一般被保険者高額療養費は、新型コロナの影響が落ち着き、11月、12月診療分の高額療養費の実績が想定以上に増加したことにより、700万円を追加補正いたしております。

2款6項1目傷病手当金につきましては、1月以降、数件の申請・相談を受け付けており、新型コロナオミクロン株の感染拡大により、3月末までに10件の申請を見込み、43万8,000円を追加補正いたしております。

次に、診療施設勘定につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項診療収入は、新型コロナの影響などから、令和2年度実績と比較し、大幅な収入の減少が見込まれるため、総額1,176万3,000円を減額補正いたしております。

2款1項1目診療所等手数料につきましては、実績見込みにより、20万7,000円を追加補正いたしております。

3款2項1目一般会計繰入金につきましては、診療所運営費不足分といたしまして1,153万6,000円を追加いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費、人材派遣手数料につきましては、旧勝本診療所周辺の環境管理作業につきまして、実績に基づき、2万円を減額いたしております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

次に、議案第17号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,108万8,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金は、介護認定調査事業の実績見込みにより、850万円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款3項2目認定調査費は、新型コロナの影響により、介護認定更新申請において面会が困難となった場合に、従来の有効期間に新たに12か月までの範囲内で加算することを認める臨時的な取扱いが示され、主治医意見書の作成及び認定調査の実施件数が減ったことにより、850万円を減額いたしております。

以上で、議案第16号並びに17号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第18号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和3年度壱岐市の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,460万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,504万7,000円とします。第2項は記載のとおりです。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

本日の提出でございます。

10、11ページをお開き願います。

歳入ですが、下水道事業の実績に伴い、5款第1項一般会計繰入金1,240万円、8款1項

下水道事業債を220万円減額する財源調整を行っております。

12、13ページをお願いいたします。

歳出の1款下水道事業費では、公営企業会計移行委託料、消費税納付金を、また、2款漁業集落排水整備事業費でも、公営企業会計移行委託料、加入助成金、消費税納付金などを実績額により減額いたしております。

4ページに繰越明許費を、5ページに地方債補正の変更を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223億9,000万円とします。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページから7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和4年度以降に発生する債務負担の内容につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお開き願います。

第3表地方債で、令和4年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。限度額の総額は19億4,950万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、14ページから15ページをお開き願います。

1款市税の1項市民税は8億4,882万7,000円、対前年度661万2,000円の増、同じく2項固定資産税は9億7,383万9,000円で、対前年度740万7,000円の増としております。

次のページをお開き願います。

16ページから17ページ、7款地方消費税交付金は5億9,364万9,000円で、対前年度1億2,305万1,000円の増としております。

次のページをお開き願います。

18ページから19ページ、11款地方交付税は、普通交付税88億500万円、特別交付税7億9,000万円、合計で95億9,500万円、対前年度4億円の増としております。

26ページから27ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の離島活性化交付金は、壱岐島観光需要安定化対策事業、戦略産品輸送経費支援事業など6事業に対し、2分の1の補助金1億1,585万4,000円、また、地方創生推進交付金は、まちづくり協議会費、SDGs推進事業、しまの産品による地域活性化プロジェクト事業など6事業に、2分の1補助の3,129万4,000円、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、農水産物の輸送コスト支援事業に対しての60%補助の9,518万8,000円、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方創生テレワーク推進事業、漁業用燃油対策事業、壱岐焼酎消費喚起事業ほか18事業に1億2,661万1,000円を計上しております。

30ページから31ページをお開き願います。

16款県支出金2項1目総務費県補助金の国境離島地域雇用機会拡充事業交付金は、雇用機会拡充事業に係る補助金で、国の負担分を含めた交付金2億5,217万3,000円を計上しております。

36ページから37ページをお開き願います。

18款1項2目指定寄附金のふるさと応援寄附金は、令和4年度は5億円の見込額で計上しております。

次の19款1項1目基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金を5,000万円、特定目的基金については、地域福祉基金は、障害者福祉医療費、入湯券等助成事業などの財源として

1億3,000万円、合併振興基金につきましては、自治公民館運営費、まちづくり交付金、乗合タクシー運行業務などの財源として4億5,000万円、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業、放課後児童健全育成事業、ふるさと就職支援事業などの財源として4億5,000万円、過疎地域持続的発展特別基金は、子供の医療費助成、島外スポーツ団体誘致、出産祝い金などの財源として2億2,500万円を計上しております。

44ページから47ページをお開き願います。

22款市債につきましては、合計19億4,950万円、対前年度5億1,040万円の増となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道片原中央線、市道宮ノ原久喜線など、補助及び単独起債事業の20路線の道路改良事業及び消防ポンプ自動車の購入等について2億6,900万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード分で、市道黒崎線改良工事ほか7路線の道路改良事業、芦辺港ターミナル整備事業、筒城小学校校舎外壁及び屋根防水改修工事等に5億120万円、ソフト分で、離島航空路線確保対策補助金、壱岐行き教育旅行推進事業など、2億5,690万円を計上しております。

3目臨時財政対策債は、地方の財源不足を補填するため、国と地方の折半ルールに基づくもので、4億円を計上しております。

4目総務債の公共施設等適正管理推進事業債は、旧かたばる病院施設の解体工事に1億3,130万円を計上しております。

6目農林水産債の緊急自然災害防止対策事業債は、大左右地区排水路改修工事のほか、県営漁港・港湾事業等に充当するもので、1億2,070万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

46ページから47ページ、7目土木債の公営住宅建設事業債は、元居団地、寺頭団地、永田団地の改修工事に1億820万円を計上しております。

9目教育債の緊急防災・減災事業債は、壱岐の島ホール非常用発電設備の設置工事に充当するもので、4,450万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料5、令和4年度当初予算案概要の主要事業の中から主なものについて御説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費のまちづくり協議会費は、集落支援員の設置及びまちづくり交付金等に9,196万5,000円を計上しております。

同じく5目財産管理費は、公共施設個別施設計画に基づき、現在、ひまわりを設置している施設部分を残し、旧かたばる病院施設の解体工事を行うもので、1億4,596万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

6ページ、2款1項6目企画費の離島航空路線確保対策補助金は、本市に就航している航空路線の次期後継機の導入に係る費用の一部を支援するため、過疎対策事業債のソフト分を財源として1億6,816万3,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

7ページ、同じく企画費の定住奨励事業は、定住・移住の推進を図るため、住宅取得費用の一部や移住費用などの助成を行うもので、2,986万円を計上しております。

9ページをお開き願います。

2款1項6目企画費のSDGs推進事業でございますが、壱岐なみらい創りプロジェクト事業をはじめ3事業、1,800万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

10ページ、同じく企画費の二酸化炭素排出抑制対策事業は、洋上風力発電導入の可能性について検討し、先行利用者との調整・合意形成を図り、導入可能性エリアの抽出を行うもので、3,500万円を計上しております。

次の国境離島振興費の国境離島航路航空路運賃軽減事業負担金は、国境離島地域における交通手段の経済的負担を軽減するため、運賃低廉化に係る費用を国55%、県22.5%、市22.5%の割合で負担するもので、5,767万7,000円を計上しております。

12ページをお開き願います。

同じく企画費の国境離島振興費は、滞在型観光の促進を図るため、滞在型観光割引事業、ガイド育成や体験プログラムの企画・開発等に対する支援を行うもので、3,041万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

13ページ、2款1項7目情報管理費の総合行政ネットワークシステム等更新業務は、情報系パソコンの更新、情報ネットワークシステム及びサーバー更新費用として1億8,556万5,000円を計上しております。

15ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の公共交通確保対策支援事業は、県及び市において航空路・航路・陸上交通事業者支援を行うもので、2,000万円を計上しております。

17ページをお開き願います。

3款1項4目国民健康保険事業費の診療施設勘定費は、湯本診療所の運営費不足分に対する繰出金2,446万7,000円を計上しております。

20ページをお開き願います。

3款3項2目扶助費は、生活保護に係る扶助費につきまして7億5,099万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

21ページ、4款1項1目保健衛生総務費の水道事業費は、水道事業会計に係る繰り出しで、補助金、負担金、合わせて2億3,158万9,000円を計上しております。

23ページをお開き願います。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和4年度実施予定分として、ワクチン接種に係る費用8,011万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

24ページ、5款1項1目農業委員会費の調査等タブレット導入運用事業は、農業委員会における情報収集等の効率化を図るため、タブレット端末の導入を図るもので、216万8,000円を計上しております。

26ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費の和牛共進会費は、令和4年度は5年に一度開催される全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催される予定であり、これに要する経費等907万5,000円を計上しております。

28ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業として、漁業者が使用する漁業用燃油に対して1リットル当たり10円の補助を行うもので、5,452万円を計上しております。

30ページをお開き願います。

5款3項3目漁港管理費、芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ジェットfoil乗り場の移転に係る設計業務等2,397万9,000円を計上しております。

32ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、ふるさと就職支援事業は、新規高卒者など、若年層の地元企業への就職を促進するとともに、UIターン者にも支援を行うことにより移住・定住につなげるもので、1,759万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

33ページ、同じく商工振興費の壱岐焼酎消費喚起事業は、アフターコロナにおける壱岐焼酎

販路の取戻しと新たな販路拡大の取組を支援するもので、900万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

34ページ、6款1項4目観光費、壱岐行き教育旅行推進事業は、教育旅行等で本市に来島する学校の来島費用等を助成するもので、3,086万1,000円を計上しております。

36ページをお開き願います。

7款2項3目道路橋りょう新設改良費の道路改良費補助事業分は、市道黒崎線改良工事など9事業で3億2,873万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

37ページ、道路改良費の起債事業は、辺地債、過疎債を財源として、市道銀台線舗装補修工事など18路線、2億4,520万円を計上しております。

40ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、元居団地改修事業等3事業で1億2,494万3,000円を計上しております。

次の8款1項2目消防団運営費は、消防団員の処遇改善等に係る見直し分を含め、3,947万5,000円を計上しております。

42ページをお開き願います。

9款1項3目教育指導費の離島留学生ホームステイ事業は、長崎県の離島留学制度による高校生及びいきっこ留学の小中学生の受入れに要する費用について、3,939万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

43ページ、9款2項1目小学校管理費で、筒城小学校校舎外壁及び屋根防水改修工事など、小学校施設整備事業に5,756万9,000円、次の9款3項1目中学校管理費で、芦辺中学校屋内運動場外壁及び屋根等改修工事など、中学校施設整備事業に6,983万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

44ページ、9款5項4目の壱岐文化ホール施設整備事業は、壱岐の島ホールのワイヤレスマイク更新、非常時発電設備更新等で9,758万7,000円を計上しております。

以上が歳出の主な内容でございます。

その他、基金の状況につきましては資料の51ページに、地方債の状況に関する調書は予算書の258ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第20号から22号まで続けて御説明申し上げます。

議案第20号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億4,588万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,953万7,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税は、新型コロナの影響を考慮し、令和4年度の保険税率を据え置くこととしており、5億9,796万6,000円を予算計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

4款1項1目保険給付費等交付金は、医務費、医療費、保険事業に係る長崎県からの交付金といたしまして、27億4,497万2,000円を予算計上いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金は、法定分といたしまして総額2億6,939万2,000円を予算計上いたしております。

6款2項1目財政調整基金繰入金は、保険税を据え置くことから、長崎県に納付する国民健康保険事業費納付金の歳入不足を補う目的に3,179万8,000円を予算計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費は、国保事業の運営事務費といたしまして、総額2,160万9,000円を予算計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、患者負担分を除く医療費といたしまして22億9,200万円、3目一般被保険者療養費は、補装具等の償還払い分の医療費としまして1,440万円を予算計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、世帯及び個人の自己負担限度額を超える償還払い分の医療費としまして3億6,900万円を予算計上いたしております。

2款4項1目出産育児一時金は、42万円の23人分で966万円、5項1目葬祭費は120万円を予算計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保財政の責任主体である長崎県から示された納付金、総額8億7,406万円を予算計上いたしております。

24ページから27ページをお開き願います。

5款保健事業費は、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図るため、特定健診及び特定保健指導の事業費といたしまして、所要額を予算計上いたしております。

次に、診療施設勘定につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

39ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

44ページ、45ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款診療収入は、新型コロナの影響や令和3年度の実績見込みを考慮し、2,474万8,000円を予算計上いたしております。

また、3款1項1目一般会計繰入金は、診療所運営費の不足分の負担としまして、2,446万7,000円を予算計上いたしております。

46ページ、47ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費は、診療所の維持管理費及び医師への診療業務委託料としまして、4,853万7,000円を予算計上いたしております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,997万1,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

本日の提出でございます。

主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内訳は、記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合において、令和4年度の保険料率の改定が行われたことから、2億4,004万7,000円を予算計上いたしております。

また、4款1項一般会計繰入金は、広域連合への納付金など、法定負担分といたしまして、総額1億4,807万7,000円を予算計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険者である長崎県後期高齢者医療広域連合から示された納付金、総額3億8,574万1,000円を予算計上いたしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第22号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億6,687万2,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,604万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10ページから13ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目第一号被保険者保険料は、令和4年度は第8期介護保険事業計画の中間年度であり、保険料基準額は昨年を引き続き、月額6,490円とし、6億14万2,000円を予算計上いたしております。

また、3款から5款及び7款につきましては、介護給付費、地域支援事業費並びに事務費の財源としまして、法定負担及び第8期介護保険事業計画に基づき算定し、それぞれ予算計上をいたしております。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款総務費は介護保険事業の運営事務費としまして、総額3,442万5,000円を予算計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス諸費は、サービス利用者の自己負担分を除く介護サービス費といたしまして、32億208万円を予算計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

2款3項1目高額介護サービス費は、自己負担限度額を超える償還払い分の介護サービス費といたしまして、8,940万円を予算計上いたしております。

また、3款1項介護予防生活支援サービス事業費は、介護認定を受けていない方や要支援レベルの方々が要する総合事業の費用、1億7,128万2,000円を予算計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、介護予防を目的に介護予防把握事業、二次予防指導事業、介護予防普及事業などの費用、5,645万9,000円を予算計上いたしております。

24ページ、25ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業費は、高齢者の総合的な支援としまして、相談窓口や配食サービス事業などの費用、8,975万4,000円を予算計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定につきまして主な内容を御説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内訳は、記載のとおりでございます。

46ページ、47ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項予防給付費収入は、要支援認定者及び総合事業利用者の方への

サービスプラン作成収入としまして、2,961万6,000円を予算計上いたしております。

48ページから51ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、地域包括支援センターの運営費といたしまして、1,347万8,000円、2款事業費は、市外にお住まいの高齢者の介護予防プランの作成に係る委託料としまして、26万5,000円を予算計上いたしております。

以上で、議案第20号から22号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。

令和4年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億869万5,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めます。

第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の下水道と漁業集落排水整備事業分の6,529万9,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上いたしております。

12ページから13ページには、9款市債として、公共下水道事業及び漁業集落環境整備事業分と公営企業会計適用債を計上しております。

14から15ページをお願いいたします。

3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費12節委託料には、公共下水道の公営企業会計法適用移行業務などを、16から17ページには、2目施設管理費として、12節委託料に公共下水道施設管理業務費などを計上しております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の14節工事請負費は、公共下水道の更新工事

費として、中央水処理センターの脱水機更新工事などを計画いたしております。

2 款漁業集落排水整備事業費 1 項 1 目一般管理費を掲載しております。

2 0 から 2 1 ページをお願いいたします。

1 2 節委託料として、漁業集落排水整備事業の公営企業会計法適用移行業務などを、2 2 から 2 3 ページには、2 目施設管理費の 1 2 節委託料に山崎、恵美須、瀬戸、芦辺の施設管理業務費、2 項施設整備費には、1 2 節委託料に瀬戸、芦辺地区漁業集落排水処理施設の機能保全のための詳細設計業務、1 4 節工事請負費には、山崎地区漁業集落排水整備施設の設備及びマンホールポンプ上のポンプの更新工事などを計上いたしております。

2 7 から 3 3 ページは給与明細書を、3 4 から 3 5 ページには債務負担行為の限度額を、3 6 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。

議案第 2 3 号に関する主要事業は、資料 5 の令和 4 年度当初予算（案）概要の 4 9 ページから 5 0 ページに記載しております。

以上で、議案第 2 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第 2 4 号令和 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和 4 年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 0 6 7 万 2, 0 0 0 円と定める。第 2 項は記載のとおりでございます。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

第 3 条、一時借入金、一時借入金の借入れの最高額は 5, 0 0 0 万円と定める。

本日の提出でございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。1 0 ページ及び 1 1 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目船舶使用料でございますけれども、本年度は 1, 4 2 5 万円を計上いたしております。令和 3 年度と比較しますと 2 5 万円減少しておりますが、これは、三島地区の人口は年々減少傾向にありますので、乗船運賃の減少を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金、国庫補助金は、4,098万4,000円を計上しております。国庫補助金につきましては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっており、既に内示もあっております、昨年度と比較しますと増額となります。

3款県支出金、県補助金は、1,516万3,000円を計上いたしております。国からの補助残を基に算定することになります。県負担金は、国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による県の負担金でございます。

4款繰入金一般会計からの繰入金は、国・県の補助残等と国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による市の負担分を計上しております。

12ページ及び13ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職員4人、会計年度任用職員3人の人件費を計上いたしております。

次に、14ページ及び15ページをお願いいたします。

26節公課費76万円でございますが、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。2目事業管理費でございますが、これも経常的なものであり、10節需用費の修繕料2,500万円につきましては、主に定期検査に係る修繕料とドックに係る費用でございます。令和4年度は、5年に1度の定期検査の年に当たるため、前年度と比較して400万円の増額となっております。また、13節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時代船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまに係る公債費の償還が平成29年度で終了しておりますので、一時借入金利子のみを計上しております。

18ページから25ページにかけては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第25号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億570万1,000円

と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,069万5,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績と4月からの料金改定を見込みまして246万7,000円の増といたしております。

3款繰入金1項1目減価償却基金繰入金100万円は、作業用機械購入のための繰入を予定いたしております。

5款諸収入1項1目受託事業収入4,400万円は、道路・公園等維持管理に係る作業受託料を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費1億469万円は経常的経費でありまして、主には消耗品費、燃料費、修繕料等の需用費とオペレーター等件費分を農業機械銀行振興会負担金に計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金100万1,000円は、農業用機械購入の財源に充てるため、減価償却基金への積立てを予定しております。

14ページは、給与費明細書でございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益は7億6,600万2,000円、支出、第1款水道事業費用は7億9,001万5,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入は2億508万9,000円、支出の第1款資本的支出は4億5,475万5,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4から7ページには、予算の実施計画書として、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表すキャッシュ・フロー計算書を、10から13ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14から21ページには、令和4年度と令和3年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

22ページをお願いいたします。

令和4年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年分の水道料金として5億4,147万6,000円を見込んでおります。また、2目その他の営業収益として、他会計負担金を見込んでおります。2項営業外収益は一般会計繰入金長期前受金戻入などを計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

支出でございます。1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査、水道施設運転監視委託などを、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

26から27ページには、4目減価償却費などを記載しております。

28から29ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますが、1款資本的収入ですが、1目他会計支出金を計上しております。2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替保障費を計上しております。

29ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に給配水管布設替工事や基幹施設改良費委託料として基幹施設改良設計業務を、2項資産購入費は、量水器や量水ボックス、公用車の購入費を、3項企業債償還金は、これまでの建設改良などに伴う企業債償還金を計上しております。一般会計繰入金の減額により赤字経営となるため、赤字分については内部保留金による補填により対応する予定となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時09分散会
